



T【トランスジェンダー(Transgender)】

生まれたときに割り当てられた性別とは違う性で生きる／生きたいと思う人。性別適合手術やホルモン治療、戸籍の変更をするかしないかは、その人による

⇒ P.10～15「LGBTQ+について考える」

Q【クイアー(Queer)】

「奇妙な」という差別的な表現が語源だが、「ぶつ」のセクシュアリティに疑問を投げかけるため、この表現を逆手に取って使われるようになった。セクシュアルマイノリティすべてを包括する言葉

⇒ P.10～15「LGBTQ+について考える」

【シスジェンダー】

生まれたときに割り当てられた性別と性自認が一致している人

⇒ P.10～15「LGBTQ+について考える」

【Xジェンダー】

男性と女性どちらにもあてはまらないと感じる人。中性（もしくは中間にある）、両性（男女両方の要素がある）、無性（性別がないと感じる）、不定性（ときによって性自認が揺れ動く）など、そのとらえ方はさまざま。広義のトランスジェンダー

⇒ P.23～26「CASE 1」



【トランスジェンダー女性(トランス女性)】

男性として生まれたけれど、女性として生きる・生きようとする人

⇒ P.97～100「CASE 11」

【トランスジェンダー男性(トランス男性)】

女性として生まれたけれど、男性として生きる・生きようとする人

⇒ P.131～134「CASE 16」

Q【クエスチョニング(Questioning)】

もとは「探究的な」という意味。自分のセクシュアリティが「わからない」「探している途中」の人、意図的に「決めない」として人々を指す

⇒ P.10～15「LGBTQ+について考える」

【カミングアウト】

自分自身の性的指向（恋愛感情や性的関心が、どの性別を対象にしているか）や、性自認（自分の性をどう認識しているか）を他者に打ち明けること

⇒ P.38～41「CASE 2」

【アウティング】

本人の合意なしに、その人のセクシュアリティを第三者に暴露すること

⇒ P.71～72

【ホモソーシャル】

同性の人間と社会的な関係を持つこと。とくに男性間での恋愛を伴わない関係性を指し、しばしば女性蔑視や同性愛嫌悪を伴う。「男らしい」とされるものを通して「男同士の絆」を作ろうという空気

⇒ P.79～82「CASE 8」

【セクシュアリティ】

広義では、性のあり方を意味する。狭義では、「性的指向（恋愛感情や性的関心が、どの性別を対象にしているか）」や「性自認（自分の性をどう認識しているか）」などを示す言葉として使われている

⇒ P.10～15「LGBTQ+について考える」、P.18～21「SOGIについて考える」

SOGI

性的指向（Sexual Orientation：恋愛感情や性的関心が、どの性別を対象にしているか）と性自認（Gender Identity：自分の性をどう認識しているか）の頭文字をとった言葉。誰しもが持っているものであり、「LGBT」と「それ以外」をわけずに性のあり方を理解しようとする言葉

⇒ P.18～21「SOGIについて考える」

【性的指向(Sexual Orientation)】

その人の恋愛感情や性的関心が、どの性別を対象にしているか。そもそも性的感情や恋愛感情を持つ／持たないも含む

⇒ P.18～21「SOGIについて考える」

【性自認(Gender Identity)】

自分の性をどう認識しているか

⇒ P.18～21「SOGIについて考える」

LGBTQ+

レズビアン (Lesbian)・ゲイ (Gay)・バイセクシュアル (Bisexual)・トランスジェンダー (Transgender)・クイアー (Queer) もしくはクエスチョニング (Questioning)・そのほかすべての性的少数者 (+) の総称。「LGBT」は4つ同列に並べられ表現されることが多いが、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアルは「性的指向（恋愛感情や性的関心が、どの性別を対象にしているか）」を表すのに対して、トランスジェンダーは「性自認（自分自身の性をどう認識しているか）」を表すのに使われる

⇒ P.10～15「LGBTQ+について考える」

L【レズビアン(Lesbian)】

女性として、女性のことが好きな人

⇒ P.10～15「LGBTQ+について考える」

G【ゲイ(Gay)】

男性として、男性のことが好きな人

⇒ P.10～15「LGBTQ+について考える」

B【バイセクシュアル(Bisexual)】

両性愛。男性／女性両方を好きになる人

⇒ P.10～15「LGBTQ+について考える」

【ヘテロセクシュアル】

異性を好きになる人

デミロマンティック

友情や親しみ、強い絆きずななどを感じた相手にのみ恋愛感情れんあいかんじょうを抱く人

リスロマンティック

恋愛感情れんあいかんじょうを抱くけれど、誰かだれに恋愛感情れんあいかんじょうを持たたいとは思わない人

フィクトセクシュアル

2次元の相手に性的欲求せいじくきゅうや恋愛感情れんあいかんじょうを抱く人

ノンバイナリー

いわゆる「男性」「女性」のどちらにも分類されない性自認せいじにんのあり方。日本語ではXジェンダーに相当し、広義のトランスジェンダーふくに含まれます

クロスドレッサー(異性装)

自分の性と異なる性の服装かみや髪型かみ、振る舞いふをする人。広義のトランスジェンダーふくに含まれます

セクシュアリティに「唯一ゆいいつ」の定義は存在しません。
自分の性のあり方を理解する「ヒント」として
とらえてみてください！



マンガで詳しく説明くわしていない
セクシュアリティの
一部しょうかいを紹介



パンセクシュアル

全性愛だれ。誰かのことを好きになるときに、相手の性別を問わない人

ポリセクシュアル

男性／女性以外（Xジェンダーなど）も好きになる人

アセクシュアル

性的欲求れんあいかんじょうや恋愛感情れんあいかんじょうなどを持たない人

※Aは「ア」もしくは「エイ」と読む

アロマンティック

性的欲求は持つけれど、恋愛感情れんあいかんじょうは抱かない人

※Aは「ア」もしくは「エイ」と読む

ノンセクシュアル

恋愛感情れんあいかんじょうは抱くけれど、性的欲求は持たない人

※ノンセクシュアルは日本語独自の表現

デミセクシュアル

友情や親しみ、強い絆きずななどを感じた相手にのみ性的欲求を持つ人

【戸籍】

国民の親族的身分関係をはっきりさせるために、名前や、家族関係、生まれた際に割り当てられた性別が記載されている公の台帳。「戸」と呼ばれる夫婦を単位に作成される。日本、中国、台湾にのみ現存する制度

⇒ P.140

【家父長制】

男性による女性の支配形態。「家族の中で一番偉いのは父親」という価値観を基本として成り立つ社会構造。男性と女性が結婚し、子どもを産み育てることと、女性は「女性らしく」男性に従うことを伴う。制度自体は1947年の家制度廃止により消滅したが、現代の日本文化にも根強く残っている

⇒ P.106

【性別変更要件】

戸籍上の性別を変更するにあたり必要な5つの条件。性同一性障害特例法で、性別を変更する際の判断基準となる。具体的には、年齢要件・非婚要件・子なし要件・手術要件（生殖不能要件）・外観要件がある

⇒ P.140

【性別適合手術】

自認している性別に近づけるために行う外科手術

⇒ P.131～134「CASE 16」

【ホルモン治療】

自認している性別に近づけるため、性ホルモンを投与する治療

⇒ P.131～134「CASE 16」

【フェミニズム】

どのような性別であっても政治的、経済的、社会的に平等に扱われることを目指す思想、運動

⇒ P.106

【ホモフォビア】

同性愛嫌悪。同性愛を嫌悪・恐怖することや、同性愛に対する否定的な感情や価値観

⇒ P.89～91

【ミサンドリー】

男性嫌悪。男性や男性らしいものを嫌悪すること

⇒ P.89～91

【フェミニスト】

どのような性別であっても政治的、経済的、社会的に平等に扱われることを目指す思想を持つ人

⇒ P.74～77「CASE 7」

【ミソジニー】

女性蔑視。女性や女性らしいものを嫌悪する、または女性は男性より劣っているとする考え

⇒ P.89～91

この本のまとめ

- 1 性はグラデーションになっている
- 2 SOGI はみんなが持っている
- 3 大切なのは、セクシュアリティではなく、「その人自身」
- 4 「知ること」は、差別を減らす第一歩
- 5 みんなが考えることで、世界は少しずつ変わってく……！



【法律婚】

現在の日本で施行されている一般的な結婚の形。法律的に夫と妻と認められ、さまざまな権利や保障を得ることができる

⇒ P.123～125

【パートナーシップ制度】

同性のカップルを「婚姻に相当する関係」と認め、お互いをパートナーと定義する制度。法律婚（いわゆる異性同士の結婚）とは異なり、受けられる権利や保障には制限がある。日本では2015年に東京都渋谷区や世田谷区で制定されて以来、全国の自治体に広がっている

⇒ P.123～125

【性同一性障害特例法】

2003年7月に成立した日本の法律。医師が認めた性同一性障害者のうち、5つの性別変更要件を満たす者は、家庭裁判所の判断によって、法令上の性別の取り扱いと戸籍上の性別を変更できる

⇒ P.140

【同性婚】

同性結婚。異性結婚と同様に、国家が男性と男性・女性と女性の婚姻を保障すること。現在29の国と地域で認められている。一方で、アジアやアフリカを中心に、同性愛自体を違法とする国も多くある。日本では同性婚を含め、同性愛を前提とした法律自体が制定されていない（2021年1月現在）

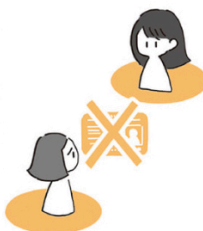
⇒ P.152～154

【LGBT差別禁止法】

SOGI（性的指向と性自認）等に基づく差別（いじめや雇用差別など）を禁止する法律。EU加盟国のすべてや、カナダ、アメリカ（一部の州）をはじめ、80以上の国と地域で施行されている。日本では「LGBT平等法」という名称で提言が進められている（いずれも2021年1月現在）

⇒ P.152～154

法律婚とパートナーシップ制度って、どこが違うの？

かかるお金	住む地域の制限	病院での面会など	配偶者ビザ (パートナーが外国人のとき)	共同親権 (子どもをふたりで育てる権利)	税制の優遇 (配偶者控除、相続税の軽減など)	相続権	
 0円	  日本中どこに住んでいても結婚できる	  できる	  もらえる	  持てる	  あり	  遺言がなくても相続できる	異性同士の結婚(法律婚)
 約¥80,000 東京都渋谷区などで必要な「公正証書」作成には手間もお金もかかる	  パートナーシップ制度が導入されている地域限定で認められる	  病院による。危篤のときに立ち会えないことも	  もらえない。一緒に日本に住むことは難しい	  持てない。親権を持つほうが亡くなったら、残されたほうは子どもと一緒に暮らせない	  なし。遺言があってもダメ。たとえ一緒に築いた財産でも名が違えば……	  遺言がなければまったく相続できない	パートナーシップ制度

渋谷区・虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査

Shibuya City Office・NPO Nijiirō Diversity Collaborative Study of LGBT Partnership Coverage in Japan

交付件数(2022年3月31日時点)

Number of couples who registered by March 31, 2022

2,832組

導入自治体(2022年4月1日時点)

Number of local governments with LGBT partnership system by April 1, 2022

209自治体

人口カバー率: 52.1%

Population coverage

※2022年4月1日より開始の52自治体を含む。

- 制度のない都道府県
Prefectures with no partnership system
- 一部で制度のある都道府県
Prefectures with some districts having the system
- 全域で制度のある都道府県
Prefectures with the system throughout the area
- 制度のある県庁所在地・政令市
Prefectural councils/capitals that introduced partnership system
- 制度のない県庁所在地・政令市
Prefectural councils/capitals that have not introduced partnership system



Presented by
MIZUHO みずほフィナンシャルグループ

© Shibuya City / NPO Nijiirō Diversity 2022

ちがいを
ちからに
変える街。



NIJIIRō DIVERSITY
認定NPO法人 虹色ダイバーシティ